

特記仕様書

第1条（適用）

この特記仕様書は、富士川町（以下「甲」という）が、受託者（以下「乙」という）に委託する富士川親水公園等法面除草業務委託（以下「委託業務」という）に適用するものであり、本特記仕様書に明記なき一般事項は、土木工事共通仕様書によるものとする。

第2条（関係法令等の遵守と手続き）

業務施工にあたっては、建設工事必携、各種設計施工指針、関係諸法令、建設工事公衆災害防止対策要綱、諸官庁通達、工事施工に関する協定事項等を遵守し、諸官庁への届出及び許可などの手続きは、速やかに行い監督員に報告するものとする。

第3条（施工範囲）

施工範囲は、別途図面に示す範囲とする。

第4条（業務一般）

- 1）段階確認の方法、時期について監督員と協議し定めること。
- 2）その他、上記の軽微な変更以外で設計通りの施工が不可能な場合は、その内容について事前に監督員と協議し、解決策を決定するものとする。なお、協議においては、「工事打合簿」を鏡として添付した協議書を提出するものとする。

第5条（その他）

その他、この特記仕様書によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。